改正消費税 (税率アップ·軽減税率への実務対応)

2019 年 10 月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮﨑 敦史

インボイス制度

2023 年 10 月からは「適格請求書等保存方式」として、インボイス方式が導入されます。インボイス方式導入後は原則として、インボイスがない場合には仕入税額控除が出来なくなります。インボイスの発行に当たっては、登録申請が必須なので、手続きの面でも注意が必要です。

・ インボイス方式の導入

2023年10月1日から、インボイス方式(適格請求書等保存方式)が導入されます。

新たに適格請求書発行事業者登録制度が創設され、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件とされ、登録事業者は 適格請求書の交付・写しの保存が義務付けられます。

また、免税事業者は適格請求書発行事業者になることができないことや、罰則等が強化されることなど、改正前とは大きく制度が変わります。帳簿の記載要件に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」が加えられる点は、区分記載請求書等保存方式と同じです。

適格請求書発行事業者の概要

適格請求書発行事業者登録	「適格請求書発行事業者」とは、申請書を提出し、適格請求書
	を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者で
	す。 免税事業者は登録ができません 。2021 年 10 月 1 日から申
	請の受付が開始されます。
適格請求書発行事業者の公表	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号等について
	は、インターネットで公表されます。
適格請求書発行事業者の登録の	適格請求書発行事業者が、登録の取り消しを求める届出書を提
取消し	出した場合には、税務署長が登録を取り消すことができます。
事業者免税点制度との適用関係	登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間
	については、登録の取消しを求める届出書の提出が行われない
	限り、事業者免税点制度は適用されません。
	→免税事業者は「適格請求書発行事業者」にはなれません。
登録国外事業者制度に係る経過	2023年9月30日現在での電気通信利用役務の提供に係る登録
措置	国外事業者は、2023年10月1日に適格請求書発行事業者の登
	録を受けたものとみなされます。

参照 「Q&A 改正消費税 税率アップ・軽減税率への実務対応」TKC出版